

## 第 1 章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と目的

町田市では、1966年の「青少年健全育成都市宣言」以降、子どもたち自らの手によって起草された「町田市子ども憲章」の策定や国のエンゼルプランに基づく「町田市子育て・子育て支援計画」の策定など、子どもに関する施策を市の重要施策の一つとして位置づけ、積極的に推進してまいりました。

しかしながら、核家族やひとり親の増加、近隣との人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変わり続けています。また、家族の生活スタイルそのものも変わり、家族としての機能自体も変貌しています。これにより、育児に不安を抱える親が増えるとともに、虐待やいじめ、引きこもりなど、子どもや子育て家族をめぐる深刻な問題が後を絶ちません。

このような状況の中、すべての子どもが自らをかがえのない存在と実感し、成長する過程で、自らが選択・決定し、同時に社会の一員としてその行動に責任を持てるように育っていくことが大切です。そのためには、家族が子どもの健やかな成長とやすらぎをもたらしてくれる関係となるように、地域の関わりや支援によって、子育て力を高めていくことが、今、改めて求められています。これらの課題に対応するため、2000年6月に町田市青少年問題協議会から、子どもの総合計画の必要性が提言されました。

他方、子どもをめぐる社会的な問題として急激な少子化の進行があり、国は2003年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、子育て環境の整備に関する行動計画の策定を市町村に義務付けました。

将来の町田市を支える子ども世代が健やかに育つためには、これらの課題に向けた取り組みが急務ですが、市が独力でこれらのことをすべて成し遂げるのは非常に困難であり、学校や事業所、NPO、地域住民など、すべての関係者がともに手をつなぎ、考え、取り組みを進めていくことが求められます。

「町田市子どもマスタープラン」はこの認識に基づき、子どもや家族に関する施策の基本的な方向を示すために策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

- ・ 対象年齢：出産前～18歳
- ・ 子どもマスタープランの体系は、町田市における子ども施策の基本計画として策定します。
- ・ 計画は、2003年10月に施行された町田市子どもマスタープラン審議会条例に基づく、町田市子どもマスタープラン審議会と町田市子どもマスタープラン検討委員会設置要綱に基づく庁内組織で策定するものです。
- ・ 計画は、「町田市基本構想・基本計画」で定める子どもに関する部門計画であり、「町田市母子保健計画」「町田市地域福祉計画」「町田市男女平等推進計画」等との調和を保って策定しています。
- ・ 計画は、2003年7月に制定された次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく町田市の行動計画も含むものです。
- ・ 計画は、2001年12月に制定された「子どもの読書計画の推進に関する法律」に基づく「町田市子ども読書活動推進計画」を含むものです。

(年度)



図 町田市諸計画の関連

## 3. 計画期間

2005年度を初年度とする、10年計画とし、5年ごとに必要な見直しをします。

